

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会

会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 24 年 9 月 27 日付け大人事人第 315 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 8 月 21 日付け大人事人第 242 号により行った非公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 24 年 8 月 7 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市区長公募要綱（別添）が求める、応募資格：組織マネジメントの経験のある人における〇〇区長のその経験が分かる全文書。」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「区長公募における〇〇区合格者の公募申込書、職務経歴書、実績調書」（以下「本件文書」という。）及び「区長公募における〇〇区合格者の提出論文」（以下「本件関連文書」という。）と特定した上で、本件文書について、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行い、本件関連文書について、条例第 10 条第 1 項に基づき、平成 24 年 8 月 21 日付け大人事人第 241 号により公開決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

本件文書については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は

他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人が識別されないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

本件文書については、任期付職員の採用選考にかかる資料であり、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年8月27日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 平成23年12月の「大阪市区長公募要綱」を見ると、「2 応募資格」に「組織マネジメントの経験のある人」とあり、満たさない人は応募できない。

「8 その他」に「最終合格者については、任用に際して、略歴等を公表することがあります。」とある。

- 2 上記2点を踏まえて、本件請求をしたら、条例第7条第1・5号に該当するので非公開だと言う。要綱の「8 その他」は何なのか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書には、申込者本人の住所、氏名、電話番号、学歴、職歴、資格、実務経験であげた成果及びその手法等が記載されており、当該各情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人が識別されないが公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。
- 2 また、区長公募における書類選考などの評価の対象となった文書であり、任期付職員の採用選考にかかる資料であるため、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。
- 3 以上により、本件文書は条例第7条第1号、第5号に該当し、非公開となる文書である。

- 4 異議申立人は、区長公募要綱において、「最終合格者については、任用に際して、略歴等を公表することがあります。」という記載があることをもって、本件決定について、妥当ではないとの主張をしているようであるが、本件文書は異議申立人のいう略歴等とは異なる文書であり、異議申立人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

- (1) 本件文書は、平成23年12月19日に公募を開始した大阪市区長公募に際して、現〇〇区長が提出した公募申込書、職務経歴書、実績調書である。
- (2) ここで、公募申込書は、受験番号、氏名とそのふりがな、性別、生年月日、顔写真、現住所、連絡先、学歴及び応募する区とその理由の各情報から、職務経歴書は、受験番号、氏名、枚数、所属、役職等、期間及び職務内容の各情報から、実績調書は、受験番号、氏名、枚数及び実務経験において応募者があげた成果及びその手法の各情報（以下「本件各情報」という。）から、それぞれ構成されており、本件決定において、そのすべてが非公開とされている。
- (3) 当審査会では本件各情報の一部を次のとおり分類する。
 - ア 公募申込書のうち、氏名とそのふりがな、性別、生年月日、顔写真、学歴及び応募する区名（以下「本件情報1」という。）
 - イ 公募申込書のうち、受験番号、現住所、連絡先、応募する区を希望する理由（以下「本件情報2」という。）
 - ウ 職務経歴書及び実績調書の枚数（以下「本件情報3」という。）

3 争点

実施機関は、本件請求に対し、本件文書を特定した上で、条例第7条第1号及び第5号を理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件文書の公開を求めている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件文書の条例第7条第1号及び第5号該当性である。

4 本件文書の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等並びに住宅供給公社等の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 公募申込書の条例第7条第1号該当性について

ア 公募申込書は前記2のとおり、現〇〇区長が大阪市区長公募に際して提出した文書であることから、公募申込書が条例第7条第1号本文に該当することは明らかである。

したがって、公募申込書の条例第7条第1号ただし書該当性について以下検討する。

イ 本件情報1の条例第7条第1号ただし書該当性について

条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

この「慣行として」とは、行政機関において、事実として定例又は反復的に行われていることをいい、「公にされ…ている情報」とは、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報をいうと解される。

ここで、当審査会において確認したところ、〇〇区役所のホームページに「区長のプロフィール」が掲載されており、本件情報1の記載と同等と認められる情報が記載されていた。

したがって、本件情報1は条例第7条第1号ただし書アに該当する。

ウ 本件情報2の条例第7条第1号ただし書該当性について

本件情報2は、前記イの「区長のプロフィール」に掲載されておらず、また、実施機関によれば、大阪市区長公募に際して、本件情報2について、これを公にすることとした法令等は存在しないし、公にされる慣行も見当たらないとのこと

であることから、本件情報２は、条例第７条第１号ただし書アには該当しないと認められる。

また、本件情報２は、未だ応募者に過ぎない段階の情報であることを踏まえると、公務員の職務の遂行に関する情報にはあたらないことから、条例第７条第１号ただし書ウにも該当せず、かつ、その性質上、同号ただし書イにも該当しない。

(3) 職務経歴書及び実績調書の条例第７条第１号該当性について

ア 職務経歴書及び実績調書は前記２のとおり、現〇〇区長が大阪市区長公募に際して提出した文書であることから、職務経歴書及び実績調書が条例第７条第１号本文に該当することは明らかである。

なお、本件情報３は職務経歴書及び実績調書の枚数に係る情報であり、現〇〇区長が大阪市区長公募に際し提出した文書の記載の量に係る情報であることから、本件情報３が条例第７条第１号本文に該当することは言うまでもない。

イ ここで、実施機関によれば、大阪市区長公募に際して、本件情報３について、これを公にすることとした法令等は存在しないし、公にされる慣行も見当たらないとのことであることから、本件情報３は、条例第７条第１号ただし書アには該当しないと認められる。

また、本件情報３は、未だ応募者に過ぎない段階の情報であることを踏まえると、公務員の職務の遂行に関する情報にはあたらないことから、条例第７条第１号ただし書ウにも該当せず、かつ、その性質上、同号ただし書イにも該当しない。

ウ なお、本件情報３が条例第７条第１号に該当することを踏まえると、仮に本件情報３を非公開とした上で職務経歴書及び実績調書を公開した場合、その枚数から本件情報３が明らかになることから、職務経歴書及び実績調書については、その全てを非公開とすることが妥当である。

5 本件文書の条例第７条第５号該当性について

(1) 条例第７条第５号の基本的な考え方

条例第７条第５号は、大阪市の機関等が行う事務又は事業の目的を達成し、公正、円滑な執行を確保するため、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないことができると規定している。

ここで「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を公開することによる利益と支障を比較衡量した上で、公開することの公益性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものをいい、また、こうした支障を及ぼす「おそれがある」というためには、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件各情報の条例第７条第５号該当性について

ア 前記４のとおり、本件情報２及び職務経歴書及び実績調書については、条例第７条第１号に該当すると認められることから、条例第７条第５号該当性の検討は

重ねて行わないこととし、以下、本件情報1についてのみ、同号該当性を検討する。

イ 実施機関は、第4の2のとおり、本件各情報は、区長公募における書類選考などの評価の対象となった文書であり、任期付職員の採用選考にかかる資料であるため、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

ウ しかしながら、本件情報1については、〇〇区役所のホームページにおいて既に公表されている情報であることを踏まえると、これを公開したとしてもただちに当該事務の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであるとまでは認められないことから、条例第7条第5号には該当しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

別表 公開すべき部分

公募申込書のうち氏名とそのふりがな、性別、生年月日、顔写真、学歴及び応募する区名
--

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第74号

年 月 日	経 過
平成24年9月27日	諮問
平成24年10月11日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年12月14日	異議申立人から意見書の提出
平成25年7月19日	審議（論点整理）
平成25年8月19日	実施機関理由説明
平成25年10月16日	審議（論点整理）
平成25年11月11日	審議（答申案）
平成25年11月27日	審議（答申案）
平成25年12月25日	審議（答申案）
平成26年1月24日	答申